

### 第3回智頭町議会定例会会議録

令和5年9月7日開議

#### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 84号 専決処分について
- 第 5. 議案第 85号 令和4年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第 86号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 87号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 88号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 89号 令和4年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第 90号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第 91号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第 92号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第 93号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出の認定について
- 第14. 議案第 94号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15. 議案第 95号 令和4年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第 96号 令和4年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第17. 議案第 97号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第5号）

- 第18. 議案第 98号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 第19. 議案第 99号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第  
2号)
- 第20. 議案第100号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算 (第2号)
- 第21. 議案第101号 智頭町印鑑条例の一部改正について
- 第22. 議案第102号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第23. 議案第103号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第24. 議案第104号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第25. 議案第105号 財産の取得について
- 第26. 請願について
- 第27. 陳情について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 84号 専決処分について
- 第 5. 議案第 85号 令和4年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 第 6. 議案第 86号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 第 7. 議案第 87号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 第 8. 議案第 88号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 89号 令和4年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について
- 第10. 議案第 90号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について

- 第11. 議案第 91号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第 92号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第 93号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出の認定について
- 第14. 議案第 94号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15. 議案第 95号 令和4年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第 96号 令和4年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第17. 議案第 97号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第18. 議案第 98号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19. 議案第 99号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20. 議案第100号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第21. 議案第101号 智頭町印鑑条例の一部改正について
- 第22. 議案第102号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第23. 議案第103号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第24. 議案第104号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第25. 議案第105号 財産の取得について
- 第26. 請願について
- 第27. 陳情について

#### 1. 会議に出席した議員（10名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 仲井 莖   | 2番 西尾 寿樹   |
| 3番 岡田 光弘  | 5番 宮本 行雄   |
| 6番 田中 賢   | 7番 谷口 翔馬   |
| 8番 波多 恵理子 | 10番 大河原 昭洋 |
| 11番 安道 泰治 | 12番 谷口 雅人  |

1. 会議に欠席した議員（1名）

4番 藤田 浩 祐

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	國 岡 厚 志
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税務住民課長兼水道課長		西 川 公 一 郎
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	山 本 洋 敬
会 計 課	長	前 田 美 由 紀
総 務 課 参 事		川 本 均
病 院 事 務 部	長	福 安 教 男
代 表 監 査 委 員		小 林 新

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 福 安 充 子  
書 記 古 田 光 一

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、田中賢議員、7番、谷口翔馬議員を指名します。

#### 日程第2． 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの14日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの14日間と決定しました。

#### 日程第3． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和5年7月分から8月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、智頭町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度健全化判断比率について及び令和4年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、8月30日付をもって、町長、教

育長並びに代表監査委員に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静については、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第84号から日程第25．議案第105号まで 22案  
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第84号 専決処分についてから、日程第25、議案第105号 財産の取得についてまでの22議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、令和5年第3回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、去る8月に本町を含む県内各地、とりわけ鳥取市佐治町、八頭町を中心に甚大な被害をもたらした台風第7号において、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。本町においても、床下浸水などの住家被害のほか、農地、農業用施設、道路、河川や水路、林道及び作業道など、町内各地で多くの被害が発生しました。被災された町民の皆様に重ねてお見舞い申し上げます。

また、応急の土のう積み、災害状況確認など、智頭町消防団には献身的な活動をしていただき、団員皆様に深く感謝するところであります。

それでは、今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

議案第84号は、専決処分についてです。

議案第84号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第4号）については、台風第7号で被災した住宅、道路、水路等の緊急対応に要する費用の一部を支援する緊急災害対応事業費補助金に要する経費を計上しており、600万円の増額補正となっています。

議案第85号から議案第96号までは、令和4年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案については、去る8月1日から9日までの間、町監査委員による審査を受けましたので、その意見を添えて本議会の認定に付すものです。

次に、議案第97号から議案第100号までは、補正予算についてです。

まず、議案第97号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第5号）について、主なものを説明します。

各費目に共通して雇用保険料率の改定に伴う人件費の調整を行っています。

総務費のまちづくり推進費まちづくり事務費では、コネクテッドカーによる住民サービス移動窓口の実現に向けた住民基本台帳接続に係る経費を、移住定住促進事業では、旧平野邸活用のプロポーザル審査委員の報酬を、また、お試し住宅「いろりの家」の修繕費を、日本で最も美しい村連合推進事業では、経年劣化に伴う看板の修繕料を計上しています。

地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、旧山郷小学校の消火器更新のほか、煙感知器などの修繕費を計上しています。

交通政策費の共助交通運行事業では、新たにUDタクシーを導入したことに伴う燃料費を計上しています。

諸費の諸税等還付金では、過年度分の事業費精算に伴う、国、県支出金返還金の増額を計上しています。

税務総務費では、地方たばこ税の電子申告手続拡充に伴う初期導入経費を、戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードへのローマ字表記等に伴うシステム改修委託料を計上しています。

民生費の社会福祉総務費では、人件費の調整に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額を、障害福祉費では、強度行動障がい者支援を行う事業の新設に伴い、謝金、施設使用料及び強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業補助金を計上しています。

老人福祉費では、人件費の調整に伴う介護保険特別会計繰出金の増額のほか、利用実績に伴う短期宿泊事業委託料の増額を、また、フレイル予防サポーター養成講座の講師謝金の増額をそれぞれ計上しています。

児童福祉費の子育て推進事務費では、わが家で子育て応援給付金の増額を、また、保育園費のちづ保育園事務費では、車等借上料の増額を計上しています。

生活保護総務費では、給付対象期間の延長に伴い、生活困窮者応援給付金を増額しています。

衛生費の母子衛生費では、産後ケア事業委託料の増額を、保健センター管理費では、屋根修繕費の増額を、じん芥処理費では「家庭ごみの分別手引き」のページ構成の変更に伴い、印刷製本費を増額しています。

農林水産業費の林業振興費林業事業体等支援事業では、危険木事前伐採推進事業の財源となる県補助制度の詳細が確定したことに伴い、事業費及び財源の調整を行っています。

林道費の林道維持管理事業では、台風第7号の大雨により林道に流出した土砂等の撤去に要する経費を増額しています。

商工費の観光費では、燃料費の増額を、国際交流事業では、今年度から本格的に交流を再開する韓国楊口郡からの訪問団に係る経費を計上しています。

消防費の防災費では、大雪発生時の迅速な災害復旧につなげるための智頭町大雪支え愛活動推進補助金を計上しています。

教育費の事務局費では、要保護生徒援助費の増額を、外国語指導助手招致事業では、外国語指導助手の交代に伴う自治体国際化協会負担金を計上しています。

文化財整備活用費では、智頭町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員報酬、智頭の林業景観保存整備委員会委員報酬及び旅費の増額のほか、智頭町重要文化的景観整備事業補助金の増額を、また、智頭往来志戸坂峠越災害復旧工事に伴う立木補償費を計上しています。

図書館費では、給湯器故障に伴う修繕料を、また、保健体育費の体育振興費では、トップアスリート育成支援事業費奨励金の増額を計上しています。

小学校費では、人権研修講師謝金の増額を、また、東部小学校教育研究会負担金の増額を、中学校費でも人権研修講師謝金の増額をそれぞれ計上しています。

その他、各費目に共通して、年度後半の時間外勤務手当所要額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、7,587万1,000円の増額であり、補正後の予算総額は、69億7,790万3,000円となります。

議案第98号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、各費目に共通して雇用保険料率の改定に伴う人件費の調整を行っています。

議案第99号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で



は、各費目に共通して雇用保険料率の改定に伴う人件費の調整を行うとともに、令和4年度交付金実績の確定に伴う過年度還付金の増額のほか、重層的支援事業の増額に伴い一般会計への繰出金の増額を、また、前年度繰越金の額の確定による予備費の増額をそれぞれ計上しています。

議案第100号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）では、人件費の調整を行っています。

次に、条例案件について説明します。

議案第101号 智頭町印鑑条例の一部改正については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、移動端末設備を用いた印鑑登録証明書の交付が可能となったことに伴い、所用の改正を行うものです。

議案第102号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正については、鳥取県特別医療費助成条例の改正に伴い、児童の医療費助成について改正を行うものです。

次に、人事案件です。

議案第103号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員、大坪正人氏の任期が令和5年9月30日で満了となることに伴い、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第104号 智頭町教育委員会委員の任命については、現委員、徳永起宏氏の任期が令和5年9月30日で満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいので、本議会の同意を求めるものです。

最後に、その他案件について説明します。

議案第105号 財産の取得については、中型のスクールバス1台を取得することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。

詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第5、議案第85 令和4年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第96号 令和4年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案は、決算審査意見書が提出されております。

この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ただいまご指名をいただきました代表監査委員の小林です。本日は、お手元にお配りしています令和4年度智頭町決算審査意見書概要版に沿って報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、概要版の1ページをご覧ください。

1番目、一般会計特別特別会計決算審査基金運用状況審査。1、審査の結果。決算及び決算処理は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数は正確で、内容も適正であると認められた。

予算の執行、財務に関する事務については、次の意見のとおり、検討、改善を要する事項が見られたものの、おおむね適正に執行されていると認められた。基金運用状況調書の計数は正確であり、基金は設置目的に沿って適正に運用されていると認められた。

2番目、決算規模。これは一般会計と特別会計の総額となっています。予算減額と決算額を比較したものであります。両会計の歳入決算額95億5,684万6,000円の予算減額に対する比率は96.0%であり、3億9,903万2,000円の減収となっている。また、歳出決算額91億4,747万1,000円の予算現額に対する比率は91.9%であり、8億840万7,000円の予算残高を生じている。

3番目、決算収支。これは、一般会計と特別会計に分けて説明します。

一般会計。歳入決算額は、歳入が68億7,526万4,000円、歳出が66億6,260万7,000円で、歳入歳出差引額が2億1,261万7,000円となっている。決算額を前年度と比較すると、歳入で5億2,149万円、7.1%、歳出で5億6,091万8,000円、7.8%の減少となり、歳入歳出ともに減少している。収支状況については、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差引いた実質収支は、財政調整基金を1億7,139万4,000円積み立てた上で、1億3,310万7,000円の黒字となっている。当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差引いた単年度収支は163万5,000円の黒字で、単年度収支額に黒字要素である財政調整基金積立額を加算した実質単年度収支は、1億7,302万9,000円の黒字となっている。

特別会計。歳入総額26億8,158万2,000円に対し、歳出総額24億8,482万4,000円で、前年度に比べ、歳入は2,488万4,000円、

0.9%の増、歳出は2,908万7,000円、1.2%の減となっている。この結果、歳入歳出差引額である形式収支額から当年度の実質収支額で1億9,675万7,000円の黒字となっている。これを前年度と比べると、5,468万5,000円、38.5%増加している。単年度収支は5,468万5,000円の黒字となっている。

一般会計の歳入決算の概況。主な収入額を額の多い順、構成比を1から5について記載しております。1から5の収入で、歳入全体の90.3%を占めております。主な対前年度増減額は以下のとおりです。

続きまして、3ページ、このたびの決算調書では、対前年度増減理由ということで、各款別に以下の増減要因を、項、目、節、細節というように分けて記載をしておりますので、後で参照してください。

増減理由は記載のとおりです。説明は省略します。

意見・要望。今回も、本町の財政基盤や財政構造の弾力性など、財政状況を明らかにするために、他の類似団体との比較可能となる普通会計を対象に提出された地方財政状況調査（決算統計）に基づいて分析を行っています。

意見・要望として、財源別構成を普通会計決算ベースで見ると、行政活動の自主性と財政基盤の安定性を示す指標である歳入総額に対する自主財源の構成比率は、依存財源である町債の大幅減により、前年度の14.4%から15.3%と自主財源の比重が1.0ポイント高くなっている。令和3年度県内町村平均値23.5%と比べても低水準であり、依然として依存財源の割合が高い財政構造となっている。

以下、意見・要望については、アンダーラインを引いておりますので、その箇所について説明いたします。

収入未済額について。持続的な財政運営を行うためには、自主財源を確保する取組が重要である。一般財源でもあり、自主財源の根幹をなす町税の収入未済額は前年に比べ増加しており、より一層、税収の動向に注視していく必要がある。収入未済額の解消は、税負担の公平性を維持し、行政への信頼を高めるという観点からも極めて重要である。引き続き、収入未済額の新規発生の防止を徹底するとともに、初期滞納者への早期対策を強化し、滞納実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の縮減に努められたい。また、やむを得ず不納欠損処理を行う場合は、滞納者の財産調査等の徹底を図るなど、町民負担の公平性・

公正性を確保するよう適正な債権管理に努められたい。

続きまして、4ページ、一般会計歳出の決算。これについても、支出済額、対前年増減額、増減理由というものを書いておりますが、ここでは省略いたします。記載のとおりでございます。

続きまして、5ページ目です。

歳出決算額の性質別構成を普通会計決算ベースで見ると、今年度の義務的経費比率は37.9%で、前年度35.8%に比べ2.1ポイント上昇しており、当該比率は依然として増加傾向で、厳しい財政運営の要因となっている。財政の硬直化を防止し、新しい財政需要へ柔軟に対応するためにも義務的経費の動向に留意する必要がある。

続きまして、不用額について、意見・要望。不用額については、財政の健全化を推進し、限られた財源を有効に活用するために事業内容を精査した上で、必要最小限の予算計上に努めるとともに、不用額が生じた際には減額補正等を行うなど、今後とも適正な予算の執行管理に努められたい。

以上で一般会計については終わりました、続きまして、特別会計決算の概況について説明します。

特別会計については、この表のように、一般会計繰入金が6億5,051万円あります。町債残高合わせて30億8,170万4,000円、基金残高は5億5,159万8,000円となっております。

続きまして、6ページです。

意見・要望。公共下水道の収入未済額2,677万7,000円、167.1%の増加要因は、公営企業会計移行に伴う会計処理の影響であり、移行処理によって解消されるものである。また、一般会計から特別会計の繰入総額は、6億5,005万1,000円で、前年度に比べ3,544万円、5.2%減となっているが、厳しい財政状況の中で、他会計繰出金の多額な状況が継続しているため、繰り出しに当たっては、その必要性を十分に検討して縮減に努めるとともに、各会計においても、引き続き効率的な事業運営により財政健全化に努められたい。

なお、令和5年4月から、公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業特別会計においては、地方公営企業法税務適用のため、これら3会計については、出納整理期間は存在せず、令和5年3月末における打切決算による数値となっている。

続きまして、7番目、町債残高、意見・要望。一般会計特別会計町債残高は、113億7,583万3,000円、これに公営企業会計における企業債残高25億183万3,000円を加えた全会計の町債残高138億7,766万7,000円となり、前年度に比べて7億7,501万4,000円、5.3%減少している。町債の発行は、義務的経費である公債費の増加による財政構造の一層の硬直化を招くことから適切に活用する必要がある。今後も社会保障費や公共施設の老朽化対策など投資的経費の増加が予想されることから、他の財源確保の取組や事業費の精査・平準化・事務事業の効率化などにより、町債発行の総量抑制に努めるとともに、交付税措置の手厚い町債を選択するなど、将来世代に過度の負担を残さないよう世代間負担の公平性にも留意し、長期的な財政健全化を見通した交際費の平準化に努めることを求める。

続きまして、7ページ、経常収支比率、普通会計決算ベース、意見・要望。経常収支比率は、算式の分子となる経常経費充当一般財源が2,606万円、2.4%増加し、分母となる経常一般財源等が7,610万5,000円、1.8%減少した結果、前年度に比べ2.4ポイント悪化し、93.8%となり、依然として高い水準で推移しており、弾力性に欠ける財政構造が続いている。当該比率の令和3年度県内町村平均値84.2%との対比では、9.6ポイント上回っている。厳しい財政運営が今後も続くことを予想される中、今後も引き続き、一般財源の確保、事務事業の見直しにより経常的経費の縮減を図ることにより、財政力の弾力性を回復し、持続可能な財政構造の確立に努めていく必要がある。

9番目、事務執行。内部統制による適正な会計事務の執行について、意見・要望。令和2年4月には地方自治法が改正され、本町など指定都市以外の市町村については努力義務とされているとはいえ、町の行財政事務を適正に執行していくための内部統制を整備、推進することが求められている。また、内部統制の目的は、組織としての事務の適正化を確保することであるとされている。

8ページ、内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われるようルールの見直し、組織によるチェック体制の強化など継続的に取り組み、内部統制による事務の適正な執行が確保されることを望むものである。

10番目、決算審査に係る総括意見、意見・要望。本町の今後の財政運営は、歳入面において一段と厳しさを増すことが予想される。一方、歳出面では、投資的経費の増加、また事務的経費も高い水準で推移することが見込まれていること

から、一層厳しい財政状況が続くと想定される状況にある。

このような状況下にあつて、町の財政運営については、財政規律を維持しつつ、町民サービスの確保と町財政の健全化を同時に実現する必要がある。そのためには、限りある財源人的資源等を最大限に活用し、政策事業の選択と集中を行い、効率的・効果的な事業執行に努めていくことが不可欠であり、引き続き徹底した行財政改革に取り組むことで、持続可能な財政構造の構築に努められたい。

続きまして、公営企業会計決算審査、審査の結果。審査に付された2事業会計の決算書表は、いずれも地方公営企業法及び関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつ計数も正確で、会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、当年度の予算執行状況、経営成績及び当年度末現在の財政状態及びキャッシュフローの状況が適切に表示され、おおむね適正であると認められた。

なお、決算附属書類の事業報告書の表示について、今後検討を要する課題と思われる事項があるので、以下に述べる。

地方公営企業法施行規則の一部改正。令和4年3月により持続可能な経営を行うために、経営の実態や将来見通しについて、住民や議会の理解を深められるよう、令和3年度決算から、決算附属書類である事業報告書の概況に経営の実態を示す経営指標に関する事項の項目を数値化することになっている。一部改正法に従って、経営指標に関する事項を開示されたい。

続きまして、水道事業。当年度の水需要については、前年度に比べ、年間総排出量は4,218平米増加した一方、年間の総有収水量は5,371平米減少している。この結果、有収率は59.6%となっており、前年度に比べ1.9ポイント悪化している。これは、医薬品や動力費など費用をかけて作った水にロスが生じていると考えられる。

続きまして、9ページ、無効水量が増加しているため、今後の更新契約の実施に当たっては留意されたい。

水道事業において、有収率は経営効率を図る上で重要な指標である。有収率を改善することは、結果、経費の削減につながくことを意味している。また、有収率低下の最大要因である漏水は、投下費用や労力が無駄になるだけにとどまらず、埋設管破損、道路陥没などによる2次的被害に加え、断水による町民生活に多大な影響を及ぼす場合もあり、さらに、管内劣化は水質悪化、給水能力低下の原因となることから、予防的対策として、漏水事故を未然に防ぐための老朽管、排水

管の敷設替えの推進に重点を置いて事業の平準化を図り、計画的かつ効率的にさらなる有収率の向上に努められたい。

経営成績。損益収支を前年と比べると、総収益は103万円の減、これに対して総費用は7,174万8,000円で509万6,000円の増となっている。営業損益では、1,149万3,000円の営業損失で、前年度に比べ損失額が625万2,000円増加している。

経常損失では、営業損失から425万9,000円の経常利益となっている。この結果、総収益と総費用の施策としての純利益は425万9,000円を計上し、前年度に比べ612万6,000円、59.0%の減益で、当年度未処分利益剰余金は3億622万9,000円となっている。

経営成績については、前年度比減収減益となり、当期純利益を計上したとはいえ、管、施設の老朽化、耐震化などのコスト増加や給水人口減少による給水収益の減少は、今後一層進展することが予想される。このように、非常に厳しい経営環境であるため、今後、純利益を確保していくためには、公営企業としての経営の視点をもっと意識した運営を行う必要がある。公営企業における純利益は、第4条予算の資本的支出の財源に充てるための公共的必要余剰であり、事業の継続的な経営に必要不可欠なものである。

10ページ、今後の経営。意見・要望として、人口減少社会の到来、節水型社会への移行及び産業構造の変化などにより、期間収益である給水収益は長期にわたり減少傾向が続いており、この結果、収益面において今後厳しい状況が想定される。こうした状況下で事業運営をいかに効率的・効果的に進め、安定運営のための基盤強化に取り組むかが全国の水道事業者共通の最重要かつ喫緊の課題となっている。

中長期的財政収支に基づき、施設の更新計画を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくために、本町では、平成29年度に経営戦略を策定し、令和2年度ではアセットマネジメントを策定し、これに基づいて、令和4年度に水道事業基本計画を策定している。今後、水道事業の運営に当たっては、公営企業としての健全性の確保を基本とし、契約を着実に推進するとともに、進捗状況の検証や見直しを適宜行う中で、社会構造の変化による水需要減少に対応していく経営基盤を強化し、良質で安全な水道水を安定供給できる持続可能な事業経営に確実に進めたい。

建設改良事業の実施に当たっては、アセットマネジメントの考え方にに基づき、施設や管理の計画的な整備更新を進め、資産管理による水道事業の管理運営体制の構築に努められる。

続きまして、11ページ、病院事業会計、業務執行状況。業務執行状況を前年度と比べると、全体の年間延べ利用者数が9万2,943人で、2,655人、2.9%増加している。病床利用率は、一般病棟が77.5%で0.7ポイント低下したものの、療養病棟が87.3%で3.0ポイント上昇している。老人保健施設入所利用率は93.4%で、前年度に比べ2.8ポイント上昇している。全体の患者1人、1日当たりの料金収入は1万4,314円となり、前年度に比べ272円、1.9%増加している。

経営成績。損益収支は、前年度に比べると総収益は19億727万5,000円で、8,589万9,000円、4.7%増、これに対し、総費用は19億9,442万9,000円で、1億6,520万9,000円、9.0%増となっている。損益の状況を発生源別に分類すると、医業損益の赤字は4億5,728万5,000円で、前年度に比べ1億480万8,000円、29.7%悪化している。材料費の増加傾向、人件費について、全国的な動向を注視しつつ、事業費用の構成比率の検証や類似病院との比較分析を行った上で、持続可能な病院経営に向けた費用合理化対策に努める必要がある。特に類似病院との比較において、費用のうち、人件費を初めとする医業収益比率の合理化・効率化が進んでいない。経営手法の改善に向けてさらなる取組を行われたい。

経常損益では、医業外損益が3,857万3,000円、また、今年度の損益に影響を与える他会計補助金は4億1,847万1,000円で、前年度に比べ4,637万3,000円増となっている。

13ページ、これらの結果、病院事業損益計算書において、8,715万1,000円の当年度準損益の赤字が加算され、当年度未処分欠損金累積赤字は2.9%増の30億7,536万9,000円となっている。

今後の経営。当院は、国のガイドラインに沿って策定した智頭病院改革プランに基づいて、地域密着型病院経営の改善に取り組んできているが、医師や看護師等の不足、人口減少、少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化等を背景として、依然として厳しい経営状況に置かれており、地域に必要とされる供給体制を確保するためには、より一層の経営強化の取組が急務となっている。



こうした状況を踏まえ、公立病院の経営強化をするために、総務省は、さらに公立病院経営強化ガイドラインを策定して、令和5年度末までに公立病院経営強化プランを策定することを要請している。当院が今後も厳しい経営状況に直面する中、持続可能な地域医療供給体制を確保していくためには、現在の取組状況や成果を検証するとともに、地域医療構想等の実現に向けて、地域において果たすべき役割機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、さらなる経営強化の取組を進めていく必要がある。

経営強化プランは、地域において必要な医療供給体制の確保を図り、その中で、公立病院が安定した経営の下で、僻地医療、不採算取引、不採算医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすることになる。今後とも地域医療の拠点病院として、公立病院経営強化ガイドラインで示すところの経常収支の黒字化を施行し、さらなる経営強化を図り、持続可能な病院経営の推進を図られたい。

以上で、令和4年度決算及び基金運用状況の審査意見の報告を終了させていただきます。

最後に、今般の意見書作成に当たり、協力いただいた関係職員の皆さんには、この場を借りてお礼を申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第85号から議案第96号までの議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第85号から議案第96号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 15 分

再 開 午前 11 時 15 分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正・副委員長が決まりましたのでご報告します。委員長に安道泰治議員、副委員長に宮本行雄議員、以上のとおりです。

日程第 17、議案第 97 号 令和 5 年度智頭町一般会計補正予算（第 5 号）から日程第 25 号 議案第 100 号 財産の取得についてまでの 9 議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第 55 条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第 56 条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第 17、議案第 97 号 令和 5 年度智頭町一般会計補正予算（第 5 号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、補正予算書 1 ページをご覧ください。

議案第 97 号 令和 5 年度智頭町一般会計補正予算（第 5 号）、歳入歳出の総額に、7,587 万 1,000 円を増額し、それぞれ 69 億 7,790 万 3,000 円とするものです。

まず、歳出についてですが、別に配付をしております令和 5 年度 9 月補正予算概要と補正予算書により説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

それでは、補正予算書 11 ページの一般管理費から説明させていただきます。概要は 1 ページです。

総務費の一般管理費及び財産管理費では、雇用保険料率の改定に伴う社会保険料の増額をそれぞれ計上しています。

まちづくり推進費のまちづくり事務費では、コネクテッドカーによる住民サービス、移動窓口の実現に向けた住民基本台帳に接続するためのWi-Fiルーター使用料に係る経費を、行政情報システム推進費では、庁舎内ネットワークのセキュリティ設定変更に要する経費の増額を、移住定住促進事業では、旧平野邸のプロポーザル審査委員の報酬を、また、田舎暮らし体験住宅のガス給湯器修繕に要する経費を、地域情報化推進事業では、社会保険料の増額を、日本で最も美しい村連合推進事業では、国道53号線智頭インター付近に設置している看板の経年劣化に伴う修繕費をそれぞれ計上しています。

交通安全対策事業では、備品の組み換えを措置しています。

地域活性化推進費の日本で1/0村おこし運動では、社会保険料の増額を、空き校舎等利活用推進事業では、旧山郷小学校の消化器更新及び煙感知器修繕に要する経費をそれぞれ設置しています。

共助交通運行費では、社会保険料及びUDタクシー導入に伴う燃料費の増額をそれぞれ計上しています。

諸税等還付金では、過年度分の事業費精算に伴う国・県支出金返還金の増額を計上しています。

税務総務費では、地方たばこ税の電子申告手続拡充に伴う初期導入経費を計上しています。

戸籍住民基本台帳事務では、マイナンバーカードへのローマ字表記等に伴うシステム改修委託料の増額を計上しています。

統計調査費では、人件費の調整を、次は、民生費であります。社会福祉総務費では、時間外勤務手当及び国民健康保険事業特別会計繰出金の増額を、国民年金費では、社会保険料の増額を、障害福祉費では、強度行動障害児者支援を行う事業の新設に伴い、ワーキンググループ運営謝金、施設使用料、運営事業補助金の増額をそれぞれ計上しています。

12ページから13ページにかけての老人福祉費では、社会保険料の増額を、在宅福祉対策事業費の事業費では、生活管理指導、短期宿泊事業委託料の増額を、介護保険事業特別会計繰出金では、人件費の調整などに伴う繰出金の増額を、重層的支援体制整備事業では、フレイル予防サポーター養成講座の講師謝金の増額をそれぞれ計上しています。

総合相談充実事業では、社会保険料の増額を、子育て推進事務では、社会保険

料及び給付対象者増加に伴う、わが家で子育て応援給付金の増額を、放課後児童クラブでは、人件費の調整をそれぞれ計上しています。

ちづ保育園事務費では、社会保険料及び園外活動に係るバス借上げ料の増額をそれぞれ計上しています。

児童館費では、社会保険料の増額を、14ページの生活保護総務費でも社会保険料の増額を、生活困窮者自立相談支援事業では、物価高騰に係る生活困窮者応援給付金の対象期間が延長になったことに伴う給付金などの増額を、次は、衛生費であります。母子衛生費の妊婦等保健相談事業では、宿泊型の産後ケア事業の産後ケア事業委託料の増額を、保健師設置費では、時間外手当の増額を、保健センター管理事業では、ほのぼのの屋根修繕に係る費用の増額を計上しています。

じん芥処理事業では、改訂する家庭ごみの分別手引きのページ構成の変更に伴う印刷製本費の増額を、上水道事業費では、人件費の調整に伴う上水道事業会計繰出金の増額を計上しています。

次に、農林水産業費であります。農業委員会費の機構集積支援事業では、社会保険料の増額を、農業総務費では、時間外勤務手当の増額を、畜産業費では、贈答に伴う鳥取和牛振興総合対策事業費補助金の増額を、林業振興費の森づくり作業道整備事業では、雪害対応の補助金の財源として、県補助金を活用することに伴う財源の組替えを、林業事業体等支援事業では、危険木事前伐採推進事業の財源となる県補助制度の詳細が確定したことに伴い、事業費及び財源の調整を、町有林造林事業では、時間外勤務手当の増額を、林道維持管理事業では、台風7号の大雨により林道に流出した土砂等の撤去に要する経費の増額をそれぞれ計上しています。

次に、商工費であります。16ページの観光事業では、燃料費の増額を、国際交流事業では、今年度から本格的に交流を再開する韓国楊口郡からの訪問団に係る経費の増額をそれぞれ計上しています。

次に、土木費であります。町営住宅管理事業では、手数料の組替えを措置しています。

消防費の防災費では、大雪に伴う立ち往生発生時の活動や発生に備えた訓練等の活動費に対する智頭町大雪支え愛活動推進補助金の増額を、17ページからは、教育費であります。事務局費では、人件費の調整を、外国語指導助手招致事業では、外国語指導助手の交代に係る負担金及び要保護生徒の援助費の増額をそれぞれ

れ計上しています。

学校運営費の小学校事業及び中学校事業では、社会保険料、人権研修講師謝金の増額を、また、東部小学校教育研究会負担金の増額をそれぞれ計上しています。

18ページの社会教育総務費の社会教育費、文化財保護事業、遺跡発掘事業及び地区公民館費では、人件費の調整を、文化財整備活用事業では、智頭町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員報酬、智頭農林業景観保存整備委員会委員報酬及び旅費の増額のほか、智頭町重要文化的景観整備事業補助金の増額を、また、智頭往来志戸坂峠越災害復旧工事に伴う立木補償費をそれぞれ計上しています。

図書館費では、給湯器故障に伴う修繕料を、人権教育推進設置事業では、社会保険料の増額を計上しています。

体育振興費では、トップアスリート育成支援事業費奨励金の増額を、学校給食費では、社会保険料の増額を計上しています。

体育施設管理費では、契約変更に伴う手数料の組替えを措置しています。

以上、合計7,587万1,000円の増額補正となっております。

歳入につきましては、予算書2ページのとおり、地方交付税、危険木事前伐採推進事業負担金、社会保障税番号制度システム整備費補助金ほか、国庫補助金、県補助金などの国県支出金のほか、繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出並びに債務負担行為補正の2区分に分けて行います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 歳入の部分で、8ページの補正のほうですけど、負担金ということで、農林水産業費負担金が600万円上がっております。これ最初、

財源の組替えが行われたということでお聞きしているんですけど、負担金になっている理由としては、複数のところからという、負担されているという意味合いになるのか、そのあたりを少し詳しく説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 6月補正予算で認めていただいた事業であります。

6月補正時点では、事業費の2分の1について、県と町で電気事業者、通信事業者に対して協調支援を行うという前提でありましたが、7月に策定された県の補助金交付要綱で、市町村が事業主体と位置づけられたということでもあります。これに伴って、歳入予算として、事業費1,200万円の2分の1、600万円を事業者からの負担金としていただくということを計上しておりますし、歳出については、事業者の負担金をゼロにして、森林組合に事前伐採してもらうための手数料に変更する予算1,200万円を計上しておるということでもあります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

2番、西尾議員。

○2番（西尾寿樹） 16ページの防災費なんですが、智頭町大雪支え愛。

○議長（谷口雅人） 歳入です。

○2番（西尾寿樹） 申し訳ありません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出から、債務負担行為補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、西尾議員。

○2番（西尾寿樹） 失礼いたしました。16ページの防災費なんですが、智頭町大雪支え愛活動推進事業補助金となっておりますが、もう少し詳しく事業の内容を教えていただきたいということです。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 先ほどの補足説明でも若干触れましたが、この補助金については、今年1月の大雪で国道373号線が大雪で車両が立ち往生をしたというときに、そういった教訓を踏まえて、今回、この大雪支え愛活動を行う地域を、大雪支え愛地域として事前登録をしていただいて、これは地域、地区であっ

たり、集落であったりとなるかと思いますが、大雪が発生したときであるとか、また発生に備えた、そういった活動に取り組む集落、地域、地区に対して、市町村、智頭町を通して支援をするという補助金、これは県の補助制度が策定をされましたので、智頭町でその集落に対して支援をするというような補助金となっております。

○議長（谷口雅人） 2番、西尾議員。

○2番（西尾寿樹） 各地区の消防団は想定に入っていないのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 先ほども申し上げましたが、集落であるとか各地区ということが対象ですので、消防団は対象となっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 12ページの障害福祉費、強度行動障がい児支援ワーキンググループということで事業が新設されるということなんですけども、この事業の内容、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 強度行動障がい児者支援ワーキンググループの事業について説明させていただきます。

高度行動障がいがある方が在宅で生活されるために、そういった専門的な知識がある事業所ですとか、専門家ですとか、そういった方を招きまして、その方が通われるサービス事業所等に指導を行ったり、相談を行うような事業になっております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） ということは、相談業務が中心というふうな理解をしましたけども、これは運営事業の補助金も出ておりますので、それから施設使用料も出ておりますので、これ拠点としてはどこを考えていらっしゃるんですか。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 拠点というものではなくて、この高度行動障がいの方を受入れられる事業所、障がい用の事業者になるかと思うんですけれども、そういったところに専門家の方とか来ていただいて、指導していただくような形になります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 13ページが一番上、老人福祉費の講師等謝金、これの説明は、フレイル予防の養成講座の講師の謝金の増額だという説明をいただいたんですけど、ちょうど今のこの本会議中に第3回目の講座の案内をいただいているところでして、非常に参加者も多いし、内容も充実している講座だと思いますけど、今回のこの補正の内容というのは、回数の増加に伴う謝金の増ということでよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 講師謝金の増額について説明させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、フレイル予防サポーター養成講座のための講師の謝金なんですけれども、これは、当初予定しておりました受講者が12名だったんですけれども、現在、申込みが26名ということで、1回の講座ではさばき切れないということで、2回に分けて講座を行うという形で謝金を増額させていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 同じく13ページ、子育て支援推進費の中のわが家で子育て応援給付金に今回95万円増額をされていますけれども、これの対象人員であるとか、対象期間はどのようになっていますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 当初18名で予算計上していましたが、今回、4名分を増額させていただいたという金額になっています。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 14ページの、これは母子衛生費、産後ケア事業委託料ということで36万円計上されております。先ほどの説明では、宿泊型の産後ケアということで、新たな増額という何か要因が発生したのか、そのあたりについて説明をお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 産後ケア事業の増額についてです。宿泊型で、当初2



名利用ということで計上させていただいておりましたが、現在その2名がもう使い切った状態になっておまして、新たに希望があった場合に対応できるように今回予算を計上させていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 15ページの林業振興費、先ほどちょっと歳入のところで触れさせていただきましたけども、危険木の伐採事業費の補助金ということで、財源の補助制度が確定したということです。今後のことになるのかちょっとよく分かりませんが、伐採する場所であったり優先度というのは、今現在進行形ということだろうと思うんですけど、いつ頃を目途にその辺を決めて、いつぐらいから事業を実施していくのかということが分かったら説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 危険木の事前伐採については、孤立集落対策というものであるとかという関係で、総務課、山村再生課、地域整備課と協働で事業の対策に当たっているところです。7月に電気事業者、通信事業者、それと県の関係機関と本町、先ほどの3課で事前伐採に伴う危険箇所(point)の点検という確認をしております。その結果、町内、主に県道智頭用瀬線、それと津山智頭八東線、具体的に言いますと、板井原のトンネルの付近の2か所、それと芦津集落の手前1か所、それと芦津と倉谷集落の間の1か所、合計4か所を対象として今選定をしたところです。今後、その地権者である方々に、まずは、その地権者の方に伐採をお願いをするという段階で、地権者の方が自前では切れないということであれば、そういったまた今後こういった業者による伐採という具合に進む予定としております。今年中にはその対策をして、この冬に備えたいという具合に進めているところです。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

○ 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 同じく、15ページの林道費です。役務費として計上されております。説明にありました台風7号の大雨による土砂の流出撤去ということで、牛臥線という認識でいるんですけど、これまでも何度か牛臥線というのは流出が発生しておりますけども、崩落であったり流出であったり、同じような箇所なのか、そのあたりはどうですか。

- 議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。
- 地域整備課長（迎山恵一） 林道ですけども、ご指摘のとおり牛臥線にして、これまでと同じ箇所が台風のも初期の段階で把握されました。なかなか全容把握が難しかったので、今回はその箇所のみを補正予算（第5号）として計上させていただきます。
- 議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。
- 10番（大河原昭洋） 土砂撤去だけの予算ということなんですけど、やはり何度か起きているということになれば、それなりの今後の原因の把握といいますか、地形的なことも含めてというのが必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりの認識としてはいかがですか。
- 議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。
- 地域整備課長（迎山恵一） この牛臥山の崩落箇所につきましては、鳥取県のほうにも何度か相談はさせていただいております。状況を申しますと、市ノ瀬トンネルからも現在もまだ土砂が崩落してきておるんですけども、同じような形で、沢のような形になっておりまして、雨が降るたびに侵食されて、たまった土砂が流れてきているといった状況になります。ただ、なかなかまちの事業として完全に防ぐということは、なかなか費用的にも難しいということで、治山事業であるとか、そういったことで対応できるようなものはないかというような今相談を投げかけているところであります。
- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
- 10番、大河原議員。
- 10番（大河原昭洋） 14ページの保健センター管理費です。ほのぼのの屋根の修繕ということで、大きな金額ではないんですけども、やはりちょこちょこちょこちょこ発生しているというような現状から、今回はもう、いわゆる漏水箇所といいますか、そういうようなところを発見して、そこだけを直すという、そういう認識でよろしいですか。
- 議長（谷口雅人） 山本福祉課長。
- 福祉課長（山本洋敬） 6月補正でも屋根の修繕費として計上させていただいて修繕を行ったところなんですけれども、そこでまた新たな修繕箇所が発見されて、その箇所のみを直す修繕料となっております。
- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

最後に、債務負担行為補正も含め、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番(大河原昭洋) すみません。債務負担補正、所管なんで、ここで詳しい数字は求めませんが、5ページの智頭町スクールバス管理運行業務委託料ということで、今年度より230万円ほど減額になっておりますので、その内容について、また所管の委員会でも説明をお願いしたいと思います。

○議長(谷口雅人) 後に、じゃあ所管の委員会に対応ということよろしいですか。

ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第98号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

○議長(谷口雅人) 山本福祉課長。

○福祉課長(山本洋敬) 議案第98号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)です。

補正予算書24ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億5,939万円とするものです。

歳出につきましては、30ページをご覧ください。雇用保険料率の改定に伴う人件費を増額措置しております。

財源につきましては29ページをご覧ください。一般会計繰入金で増額措置をしております。

以上で説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第99号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第99号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

補正予算書34ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,202万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億2,531万9,000円とするものです。

歳出につきましては、40ページをご覧ください。

雇用保険率の改定に伴う人件費の調整を行うとともに、令和4年度交付金実績の確定に伴い、過年度還付金の増額のほか、重層的支援事業の増額に伴い、一般会計への繰出金の増額を、また、前年度繰越金の額の確定による予備費の増額をそれぞれ措置しています。

財源につきましては、39ページをご覧ください。繰入金及び前年度繰越金で調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第100号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、補正予算書を1ページをご覧ください。

議案第100号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入のうち、水道事業収益の営業外収益を16万円増額し、2,576

万円としております。収益的支出のうち、水道事業費用の営業費用を16万円増額し、8,023万4,000円としております。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、水道事業費用のうち、総経費について人件費の増額措置をしており、収益的収入につきましては、他会計補助金を措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時50分

再 開 午前11時51分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号 専決処分。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案第84号 専決処分について補足説明をさせていただきます。

専決処分書1ページをご覧くださいと思います。

令和5年8月18日付で専決処分を行っております。令和5年度智頭町一般会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出の総額を600万円増額し、それぞれ69億203万2,000円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

消防費の防災費で、先月の台風7号で被災した住宅、道路、水路等の緊急対応に要する費用の一部を支援する緊急災害対応事業費補助金に要する経費を措置しており、600万円の増額補正となっております。財源としましては、6ページのとおり、前年度繰越金で措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第101号 智頭町印鑑条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、議案説明資料の概要の1ページ、議案につきましても、1ページからでございます。

議案第101号 智頭町印鑑条例の一部改正につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の承認業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備、いわゆるスマートフォンを用いた印鑑登録証明の交付について、所要の改正を行うものでございます。

概要につきましては、個人番号カードのICチップに格納されています署名用電子証明書を移動端末設備（スマートフォン）に搭載することによりまして、スマートフォンの利用で、コンビニ等のキオスク端末、マルチコピー機でございますが、それによる印鑑登録証明書が取得できるよう定めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第102号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案書3ページ、議案説明資料は1ページ下段をご覧ください。議案第102号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についてです。

これは、鳥取県特別医療費助成条例の一部改正に伴い、子育て世帯の経済的負

担の軽減を図るため、児童の助成について、現行の医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額から、医療費の全額に上げるものです。

なお、施行期日は、令和6年4月1日とします。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 読み返してみたんですけど、ちょっとなんかよく理解ができなくて。いわゆる、今、一部負担金って530円たしかもらっていると思うんですけど、それが、いわゆる18歳以下は全額助成になる、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議員のおっしゃるとおり、これまで入院には1日1,200円、通院には530円かかっておりましたが、これが無償になるということでございます。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） あと、この4ページ、条例の一番下の部分で、別表の（6）で児童となっているんですけど、これが確かに児童の定義を調べてみると18歳までということなんですけど、一般社会の認識としては、児童といたら小学生というようなどころがあるんですけど、ちょっと非常にちょっと分かりやすい表現になるのかなというふうに思うんですけど、統一性ということを鑑みてということだと思んですけど、間違いが起こらないのかなというふうにちょっと心配するところがあるんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） このたび、この児童という表現にしましたのは、鳥取県の条例に準用して、そのようにさせていただいたところです。間違いがないようには気をつけていきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第103号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案第103号、議案書6ページでございます。智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

選任したい者、八頭郡智頭町大字智頭1668番地1、大坪正人。昭和15年8月19日生まれ。

これは、固定資産評価審査委員会委員、大坪正人氏の任期が本年9月30日で満了となりますので、引き続き同氏を選任したいもので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、令和8年9月30日までの3年間です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第104号 智頭町教育委員会委員の任命についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書7ページをご覧ください。議案第104号 智頭町教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

令和5年9月30日で任期満了となります大阪府堺市西区浜寺船尾町西1丁目27番地6、徳永起宏、昭和32年4月25日生まれを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第105号 財産の取得についての補足説明を求めます。  
竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書8ページをご覧ください。議案第105号 財産の取得についてでございます。

これは、8月2日に入札執行しました中型のスクールバス1台につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

取得の内容ですが、取得する財産、中型のスクールバス。取得する数量、1台。取得の方法、指名競争入札で執行しております。取得する価格、税込1,758万9,000円。取得する相手方、鳥取市湖山町東4丁目15番地、島根日野自動車株式会社鳥取支店、支店長 下田隆博。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

#### 日程第26. 請願について

○議長（谷口雅人） 日程第26、請願についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおりです。

お諮りします。

請願第1号、請願第2号については、会議規則第92条の第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決定しました。

#### 日程第 27. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第 27、陳情についてを議題とします。

今期定例会においては、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。お諮りします。

本委員会審査等のため、9月9日から9月19日までの11日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、9月9日から9月19日までの11日間を休会したいと思います。

9月8日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る9月20日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 0時02分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和5年9月7日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 田 中 賢

智頭町議会議員 谷 口 翔 馬